

転職や独立の時は「退職日と年金」に注意しよう

image by: Shutterstock.com

2017年4月14日 井寄奈美 / 特定社会保険労務士

30代後半のA男さんは、従業員数50人ほどの金属加工会社で働いていました。しかし、5年前の入社時からほとんど給料が変わらないことが不満で、転職することを決めたのですが、退職日の取り扱いで思わぬ不利益に見舞われることになりました。

退職日を月末の1日前にされた結果……

ある日、A男さんに前の職場の元上司から連絡があり、「うちの会社に来ないか」と誘われました。元上司も転職し、業界内で業績がよいといわれる会社で働いていました。今の会社より高い給料を提示されたこと、元上司とまた一緒に働きたい気持ちが高まったことで、A男さんは転職を決意しました。

転職先には約2カ月後の6月1日に入社することが決まり、A男さんは5月31日付の退職届を会社の上司に提出しました。するとすぐに総務部の課長に呼び出されて、「うちの会社は、月末日付の退職届は慣行として受け付けません。その前日の5月30日付で受理します」と言われました。

会社の給料の締め日は月末でした。A男さんは「5月の給料はどうなるんですか。末日の31日の分は払ってもらえないのですか？」と聞くと、「給料は5月31日の分を含めた1カ月分を全額支払います」と言われました。

A男さんはなんだか腑（ふ）に落ちませんでした。しかし次の職場も決まっています。「辞めるときに会社ともめたくない」という気持ちがあり、課長の言うとおりに退職届の日付を訂正して提出し、引き継ぎも終えて新しい会社に移りました。

年金事務所から突然届いた通知

新しい会社で働き始めたある日、年金事務所から国民年金への加入を促す通知がA男さんと妻あてに届きました。A男さんには、パート勤務する妻と小学生の子供が2人います。会社では厚生年金に加入し、給料から保険料が天引きされていました。妻は結婚して以降、A男さんの扶養家族です。年金の手続きをしたことはありません。

不審に思って年金事務所にお問い合わせると、「前の会社を5月30日に辞めて、6月1日からまた厚生年金に加入されていますが、5月31日は会社員ではなかったので国民年金への切り替えが必要です。5月分の国民年金保険料を納めてください」と言われました。同様にA男さんの妻も扶養家族から外れたため、その分の年金保険料を負担しなければならない、と説明されたのです。

5月31日に退職していれば、年金保険料を含む社会保険料は、会社と折半で負担し給料から天引きされ、手続きは必要ないはずでした。しかし、月末の1日前に退職したことで、A男さんは国民年金への切り替え手続きが必要になったのです。自分と妻の5月分の

国民年金保険料3万円超を負担することになってしまいました。

なぜ、昔の人の年金支給額は、現在の年金よりも割がいいのか？

「数年前に亡くなっている高齢家族の年金を不正受給していた」などというニュースが後を絶ちませんが、確かに、高齢者の年金受給額は下の世代に比べると高額なようにも思えます。無料メルマガ『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』の著者で年金アドバイザーのhirokiさんによると、これには「経過的加算」や「乗率」というキーワードが大きく関係しているんだとか。hirokiさんが記事内で詳しく紹介するとともに、年金制度の重要性についても記しています。

昔の人の年金額の方がやや有利に計算されている!? それってホント？

今の年金、特に老齢基礎年金は20歳から60歳までの40年間の年金加入記録が無いと満額77万9,300円（平成29年度価額）の老齢基礎年金を貰うことは出来ません。しかし、結構ご高齢の方はそんなに年金加入期間が無いけど、満額やそれに近い年金が貰えてるだけだけとなぜ？と疑問を持つ方もいらっしゃると思います。

それは生年月日によって異なる場合があります。というわけで事例を使ってその理由を見ていきましょう^^

1.昭和12年4月12日生まれの男性（今は80歳）

この人の年金記録は昭和35（1960）年6月から60歳月の前月である平成9（1997）年3月まで442ヶ月厚生年金とします。その間の平均給与（平均標準報月額）は40万円。

年金は2通りの計算をして、その2つを比べて金額の高いほうを支給しますが高いほうで計算しています。ちょっと計算はザックリにしています。

老齢厚生年金額→40万円÷1,000×8.54×442ヶ月×0.999=150万8,362円。

※参考

0.999というのは平成29年度改定率（物価や賃金によって変動する所）。ちなみに昭和13年4月2日以降生まれの人は0.997（前年度は0.998でしたが今年度は物価変動率が0.1%下がったから0.997）。

経過的加算→1,625円（定額単価）×1.327（生年月日により決められた乗率。昭和21年4月2日以降生まれの人は1）×442ヶ月－77万9,300円÷432ヶ月（→この男性の国民年金加入可能年数）×432ヶ月（→国民年金制度が始まった昭和36年4月以降で20歳から60歳までの厚生年金期間432ヶ月）=95万3,118円－77万9,300円=17万3,818円。

● 経過的加算って何？

※注意

厚生年金額を計算する時はいつも乗率を7.5（または7.125）とか5.769（または5.481）

を使っていますが、この男性は 8.54 です。昭和 40 年 5 月にこの乗率は 10 になったんですが、昭和 60 年大改正（昭和 61 年 4 月施行）の時に 20 年かけて乗率を下げた（生年月日が昭和元年度から昭和 20 年度にかけて。生まれた年度が昔ほど乗率が高いつて事）。

いきなり乗率を 10 から 7.5 に下げると年金額が急に下がるから徐々に下げる経過措置で生まれた年度で乗率が異なっています。昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれの人は今の 7.5（または 7.125）とか 5.769（または 5.481）を使う。

平成 15 年 3 月までの年金記録には 7.5（または 7.125）で、平成 15 年 4 月以降は 5.769（または 5.481）となる。平成 15 年 4 月以降は賞与も年金額計算に含まれるようになったから、平成 15 年 3 月までの年金額と平行になるように $7.5 \div 1.3 = 5.769$ に下げられました。1.3 という数字は賞与による増加分。

また、なぜ 20 年かけて下げたかということ、本来は厚生年金は約 30 年ちょっとで現役時代の 68% くらいの給付水準を設計されていましたが、時代の移り変わりで雇用の促進につれて加入歴が 40 年あたりが普通になると、乗率が 10 のままだと現役時代の 83% 程になってしまう見通しになったから。

昭和 30 年あたりはまだ厚生年金被保険者が 800 万人程度に対して、昭和 50 年になると 2,400 万人まで急増した

この男性の国民年金からの老齢基礎年金額 $\rightarrow 77$ 万 9,300 円 $\div 432$ ヶ月 $\times 432$ ヶ月 = 77 万 9,300 円（昭和 36 年 4 月から平成 9 年 3 月までの 432 ヶ月）。

この男性は厚生年金期間しかないのに、なぜ国民年金からも給付されるかということ、くどいようですが昭和 36 年 4 月以降の 20 歳から 60 歳までの厚生年金期間や共済組合期間は国民年金にも二重で加入してる状態だから。

というわけで、この男性の年金総額は老齢厚生年金 150 万 8,362 円 + 経過的加算 17 万 3,818 円 + 老齢基礎年金 77 万 9,300 円 = 246 万 1,480 円（偶数月に支払われている金額 41 万 0,246 円。原則として年金は前 2 ヶ月分を偶数月の 15 日に支払う）。

※注意

基礎年金である国民年金（保険料を払う拠出制）は昭和 36 年 4 月から開始され、60 歳誕生月の前月までの年金加入記録で数えるから 432 ヶ月。

ちなみに老齢基礎年金の分母はいつもなら 480 ヶ月（上限値の 40 年）を使っていますが、この男性の場合は分母が 432 ヶ月になっているのはこの男性の生年月日（昭和 12 年度）からだと、国民年金が出来た昭和 36 年度には既に 24 歳になる年度。

国民年金は 20 歳から 60 歳まで 40 年納めれば満額とはいえこの男性の場合昭和 36 年から 60 歳まで国民年金に加入しても 36 年が限界だから 480 ヶ月納めなくても 432 ヶ月に短縮されている。これを加入可能年数という。

このように国民年金も昭和 60 年改正の時に 15 年かけて給付水準を引き下げた（昭和元年

度から昭和 15 年度にかけて)。

昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人は国民年金が出来た昭和 36 年 4 月 1 日で 20 歳になるから 60 歳までの 40 年間加入する事が出来るが、それ以前生まれの人は 40 年加入出来ないから今回の事例みたいに 40 年間の国民年金期間がなくても金額が高くなるように分母が短縮されている。

また、昭和 60 年改正の時に 25 年間国民年金を納めた額と 40 年間国民年金を納めた額を同じにした。当時 25 年で 60 万円の国民年金を 40 年加入で満額 60 万円の年金にしたって事(期間を長くすれば保険料負担も小さくなる)。

このように昭和 60 年改正で年金額が大幅に下がりましたが、後代にとてつもない重い負担をさせない為に給付水準を下げたんです。

当時のまま改正しないと厚生年金保険料であればピーク時で 38% くらい保険料を徴収しないと年金制度が維持できない状態だったから(今年度の 9 月で 18.3% の上限に固定。18.3% は平成 16 年改正の時に決めた厚生年金保険料の上限値。この上限値の中で年金額を確保する事になっている)。

国民 1 人あたり 3100 万円。国が隠し持つ内部留保の衝撃的な金額 国民 1 人あたり 3100 万円。国が隠し持つ内部留保の衝撃的な金額

なんだか、今回の事例を見ると一昔前の人は優遇されてるように見えて、また、年金の損得や世代間によって不公平だ！ とかいう議論が流行りですが、公的年金は納めた保険料と貰える金額が人によって、世代によって大きく異なるのは当然であり、やむを得ない事です。

生まれたい時を決める事は誰にもできません。

昔の人はトクだから不公平だ！ っていうなら、あの凄惨な戦時中に生まれたほうがよかったなあって言うんでしょうか。昔に比べて今の時代はものすごく便利になりましたよね。食べるのもままならないような時代を生きた人から見たら想像もつかない時代になりました。平均寿命が昭和 20 年頃はまだ 50 歳くらいだったのが今じゃ男性は 80 歳、女性であれば 87 歳くらいになりました。

年金はそもそも保険だし、単に数字による損得だけを見る事は馬鹿げています。

また、今回のようなご高齢の方は現役の頃は、老齢になった親も扶養してきたような人達です。昭和 40 年代の 65 歳以上の単身・夫婦のみの世帯が 100 万世帯(全世帯の 3% くらい)もいかなかった頃、今は 1,300 万世帯程(全世帯の 25% くらい)になりました。高齢者のみで暮らしている世帯がものすごく増えたわけです。

この数字が何を意味しているか。

予想をはるかに超える少子高齢化の進行もあります、老齢になった親世代だけでなく、

自分の子供や配偶者を自分の給料（私的な負担）で養ってた時代だったのが、老齢になった親世代とは暮らさずに離れて暮らすようになったわけです。

じゃあ今まで自分の給料で老齢の親世代を扶養してた（私的な負担）のをしなくなったなら誰が老齢の親世代の生活費を負担するのか。

年金の「法改正」が多い理由

そう。公的年金（公的な負担）なんです。つまり、私的な負担が時代の変化と共に公的な負担に変わっただけ。

公的な負担が無くなれば余計な負担（保険料）から解放される！ っていう短絡的な考えは間違い。だいぶ前にも記事に書いたんですが、私的な負担が増すだけ。

一部の富裕層を除いて、老齢の親世帯に毎月自分の給料から年金保険料の数倍の負担となるお金（最低でも 10 万は必要でしょう）を仕送れる自信ある人が一体どのくらいいるんでしょうか。

年金は破綻してるとか無責任な話で盛り上がる人達もいますが、公的年金が破綻したら困るのは 4,000 万人程いる年金受給者だけでなく 6,000~7,000 万人程いる現役世代もとてつもなく困る事になるという事です。世の中はより混沌とし、今の年金制度への不平不満の比じゃないくらい批判が噴出し、混乱を招く事になるんじゃないでしょうか。

ところで厚生年金は 70 年程、国民年金は 50 年程の歴史がありますが、破綻しないように幾度となく法律の改正が行われてきました。特に厚生年金は昭和 17 年 6 月からの制度ですが、戦争で機能しなくなり壊滅状態になりましたが昭和 29 年大改正で建て直されました。

年金は特に法改正が多い制度ですが、これからも改正は続くでしょう。

一度建てた家は仮に何もせずに放っておけば老朽化していつかは廃墟になったり崩れてしまいますが、大切な家が崩れて住めなくなるのを防ぐ為に修繕や工事をするように、年金も何度も法改正（工事）をやってきたわけです。

法改正は何も年金だけではなく他のいろんな法律だって、様々な法改正を経る事により修正しながらその時その時の時代を支えてきました。

というわけで、年金がその間累計で一体どれほどの人々の生活を支えてきたのかを考えてみてほしいと思います^_^

もし本人が亡くなったら障害年金はどうなりますか？

主人が障害を負い、現在は障害者年金を受けています。主人の年金は消えてわからなくなり、25年ありません。障害年金は主人が死亡したらどうなるのか教えてください。

(30代後半 既婚・子供なし 女性)

野瀬：ご主人が、サラリーマンなのか、自営業なのか。そして奥様が、専業主婦なのかどうかなど、いただいた前提条件が少なすぎるので具体的に「こうなる」とお答えすることは難しいです。

まずここでは、一番基礎的な国民年金について、私たちがイメージする「年金」以外の役割についておさらいしておきましょう。

老後のため以外の年金の役割

「年金」というと、働いているときに毎月納めて、老後に毎月お金をもらう……というイメージがあると思います。しかし、年金にはそれ以外にもさまざまな役割があります。それが(1)障害年金と(2)遺族年金です。

(1) 障害年金

障害年金とは、生活に支障をきたすような重い障害を負ってしまった場合に支給される年金です。障害の等級によって異なりますが年間80～100万円程度の年金が支給されます。

(2) 遺族年金

遺族年金とは、年金加入者が亡くなったときに残された子供や、その子供を育てる配偶者に対して支払われる年金です。年間80万円程度支給されます。

お子さんはいらっしゃらないそうなので、概ねこの金額で落ち着くと思います。

今後の年金はどうなるのか？

まず通常の年金についてです。

ご質問に、「主人の年金は消えてわからなくなり、25年ありません」とありますが、これはいわゆる「消えた年金問題」で「払ったのに払ってないことにされた」のか、もしくは「払った記録を自分でなくして納付状況がわからなくなった」のかどちらかだと思います。

前者の場合、ただちに「記録の確認申立」を行うべきです。年金事務所で記録の調査が行われ「納付済み」とみなされれば、記録が復活することになります。

絶対に復活するわけではないですが、試してみる価値はあります。給与明細などがないと申立できないと思っている方が多いのですが、給与明細は絶対要件ではありません。

また後者の場合でも、過去5年分までなら後納制度が利用できますので、今からでも25年納付の要件は復活できる可能性があります(2017年8月、年金法改正にて最低加入期間が10年に変更されます)。

これは私の推察ですが、質問者のご主人は障害年金を受給できているので、障害年金の要件である「納付期間のうち3分の2の納付」は満たしていると予想されます。

前者・後者どちらにしろ、一度年金事務所に相談に行くことをおすすめします。

受給者が亡くなると

続いて、ご質問にあった障害年金の今後についてです。

障害年金は障害を負った「本人」に支給されるものです。そのため、ご本人が亡くなられた場合には支給されなくなります。

では、遺族年金はどうかといいますと、ご質問者の方の現状だと遺族年金は出ません。

なぜなら、先ほども述べましたように遺族年金とは基本的に「残された“子供”」のために支給されるものだからです。未成年の子供がいる場合は配偶者、つまり、奥様に支給されます。しかし、そうでなければ原則支給されません。

結論として、ご主人が亡くなられた後に質問者の方がもらえるのは、ご本人の権利としてもらえる部分のみになります。

となりますと、奥様が今、勤め人として働かれているか、自営業をされていて自分の分の年金を納付されているとよいのですが、ずっと専業主婦だった場合などは懸念が残ります。

ご質問に「25年を満たしていない」とありますので、ご主人だけでなく奥様も「無年金」状態になる可能性が十分にあるからです。

まず年金事務所にて、「消えた年金」の復活が可能か、もしくは「後納制度」でのカバーが可能かどうかを確認することをおすすめします

読者のみなさんからいただいた家計や保険、ローンなど、お金の悩みにプロのファイナンシャルプランナー（FP）が答えるFPの相談シリーズ。今回はプロのFPとして活躍する野瀬大樹氏がお答えします。

国民年金の半分は税金から給付。保険料未納はソン！

2017年04月16日 13時45分 All About

■10人のうち4人は国民年金の保険料を納めていない！

国民年金（老齢基礎年金）の保険料は、サラリーマンは厚生年金保険料として給料から天引きされるので、サラリーマンを続けている限り未納にはなりません。しかし、自営・自由業者やその妻などは、自分で納めなければいけないので未納にしてしまう人がいます（本来、20歳以上の全国民は国民年金への加入が義務づけられているので、未納者がいるのはおかしいのですが）。

厚生労働省の報道資料によると、平成 28 年 4 月分～11 月分の納付率は 61.5%でした。つまり、10 人のうち 4 人は未納ということです。この未納の人たちがずっと未納のまま受給資格期間を満たさないと、年金は 1 円ももらえません。

実は、年金の給付は、現役世代が納める保険料だけで賄われているわけではありません。現状では、半分は国庫負担（税金）です。これは、法律が変わらない限り、ずっと続きます。つまり、保険料を未納のままにして受給資格を獲得できないと、消費税などで納めた税金を取り戻せないということ。

■保険料の未納状態は放置しないで！

保険料を未納にする理由は、「保険料が高くて経済的に納めるのが困難」が最も多いそうです。国民年金は、老後の年金の他に、本人が障害を負ったときの障害年金、本人が亡くなった後の遺族年金の 3 つの保障がセットされています。それで、月 1 万 6490 円（平成 29 年度）は安いと思います。

とはいえ、収入が少なくて納めるのが大変な人もいるでしょう。そんな人は、保険料の免除制度の利用を。所得によって、全額免除、または、一部免除（4 分の 1、2 分の 1、4 分の 3）を受けられます。免除を受けている間は、受給資格期間にカウントされるので、未納状態とは全く異なります。

年金額は、税金が投入されている分はもらえます。つまり、保険料をちゃんと納めて受給資格を獲得しておけば、将来、税金を年金の一部として取り戻せるということ。国民年金は死ぬまでもらえる終身年金ですから、長生きすればするほど取り戻せる税金も増えます。それどころか、納めた税金、そして、納めた保険料を上回るかもしれません。

2017 年 10 月から、受給資格期間は現状の 25 年から 10 年に短縮されるので、受給資格を獲得しやすくなります。ですから、くれぐれも未納状態を放置しないでください。65 歳から満額（平成 29 年度は月 6 万 4941 円）はもらえなくても、死ぬまでもらえる年金はありがたいですから。

（文：小川 千尋）